

独立、参加、ケア、自己実現、尊厳 (特集 '99国際高齢者年の課題)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/45205

'99国際高齢者年の課題

—独立、参加、ケア、自己実現、尊厳—

介護保険の準備が最終盤を迎えるいま、厚生省が右往左往しているのは、日本に、人間の尊厳や人権保障の理念と原則が貫かれていないからではないか。「国際高齢者年」の今年、改めて、高齢期に安心して暮らせるための政策と運動を、日本・ヨーロッパ・アジアから見直してみる。さらに地域の運動や営みから学ぶものは——。



井上 英夫

金沢大学法学部教授

1947年、埼玉県生まれ。早稲田大学法学部卒業。茨城大学を経て金沢大学へ。著作に『高齢者の人権が生きる地域づくり』（自治体研究社、94年）、『高齢者医療保障』（共編著、95年）ほか

はじめに——迷走する介護保険

今年、一九九九年は、二〇世紀最後の国際年となる「国際高齢者年」である。そして、介護保険は、国連の定めた高齢者の日、一〇月一日より申請受けがはじまる。

ところが、いよいよ最終盤になって

も、内容が確定できず、迷走している。保険者になる市町村の三分の一から、基盤整備や財政支援の充実などを求められている。家族給付の復活等もいわれ、厚生省は右往左往している。こうした事態はそもそも介護保険に人間の尊厳や人権保障の理念と原則が貫かれていないからに他ならない。

この介護保険の姿は、「理念・原則なき社会」日本の象徴のように見える。二一世紀を迎える日本の課題は、高齢者はもちろんすべての年齢の人々に入権を保障する社会を実現することにあると思う。その指針となるのが、国際高齢者年の考え方であり、「高齢者原則」である。

以下、高齢者年について詳しくは、井上『国際高齢者年と国際行動計画』（日本高齢者運動連絡会 ☎03-3338416654）、九八年、『国際高齢者年と日本の課題』（『賃金と社会保障』、九八年六月下旬、八月下旬、一〇月下旬、一二月下旬号）、『高齢者の人権が

生きる地域づくり—増補版」(自治体
研究社、九九年)、および『医療・福
祉研究』(第八、九、一〇号)等を参照
いただきたい。

国際高齢者年の歴史と意義

国連総会は一九九二年に、一九九
九年を「国際高齢者年」(International
Year of Older Persons)とするこ
とを決定した。国際高齢者年にいたる
国連の諸活動の経緯をたどると、ほぼ
三期に分けることができる。

第一期は、「世界人権宣言」が発せ
られ、アルゼンチンの高齢者の権利宣
言草案が採択された一九四八年から、
「高齢化に関する国際会議」と「高齢
者年」開催の提起がなされた一九七七
年まで、「高齢者年」、高齢者の人権保
障の歴史ともいえる時期である。

第二期は、「高齢化に関する世界会
議」が開催され、「高齢化に関する国
際行動計画」を採択し、一九九九年を
「国際高齢者年」と決定した一九九二

年までの活動の準備期である。

そして、第三期の一九九三年以降
は、高齢者年へ向けての活動の展開期
とみてよいであろう。

国際高齢者年の趣旨を簡単にいえ
ば、高齢者が安心して、自分の生き
方、あるいは自分の運命を自分で決め
ていく¹¹自己決定¹²ことができる、そ
ういう尊厳ある生活を送れるよう人権
保障を徹底する、そのために社会の仕
組みを根本的に変えていく、その活動
を全世界で繰り広げようということ
である。

国際高齢者年が、人種(七一年)、
女性(七五年)、子ども(七九年)、障
害をもつ人(八一年)、先住民(九三
年)等差別されている人々の人権保障
を目的として展開されてきた国際年の
二〇世紀最後の締めくくりとして設定
されたのは、国連の半世紀余の歴史の
総括であると同時に二一世紀への出発
点として位置づけられているからとい
つてよい。

それゆえ、高齢者のみならず、「す
べての年齢の人々のための社会目指し
て」というテーマが掲げられているの
である。また、国連「婦人」の一〇年
や「障害者」の一〇年のように国連
「高齢者の一〇年」が設定され、高齢
化に関する取り組みが一層活発化する
であろう。

以上のように、国際高齢者年の背景
には世界的規模での人口の高齢化の進
行があるのはもちろんだが、根底に第
二次大戦後、「世界人権宣言」以来半
世紀にわたる平和の追求と人権保障の
潮流がある。その意味で人口の高齢化
と人権保障の二つの流れの合流点が国
際高齢者年だといえよう。

国際高齢者年のめざすもの

国際高齢者年の活動にあたって、ま
ず以下のような基本的考え方を理解す
る必要がある。

(1)高齢者問題から高齢化問題へ
八二年の「高齢化に関する国際行動

計画」の英文表記は、International Plan of Action on Agingであるから

「高齢化に関する国際行動計画」が正しい訳である。しかし、「高齢化」を日本政府は「高齢者問題」と訳している。高齢者問題というとき、「高齢者

に問題がある」、あるいは「問題がある年寄りの集団が高齢者である」というとらえ方をしているのではないか。

高齢者は社会にとって役に立たない、お荷物であり、個人にとっても社会にとっても高齢化は「対策」をもって対応するような「害毒」ですらあるというような、高齢者観、高齢化観があるのではないか。

「国際高齢者年」は、高齢者の尊厳と人権保障をつらぬき、こうした高齢者観を転換するための第一歩となる年である。

① 老人 (Elderly) から高齢者 (Older Persons) へ

「国際高齢者年」においては、老人

から高齢者へ、高齢者も保護される「弱者」としてでなく、社会のあらゆる場において参加し行動する主体へと高齢者観、高齢者像が転換されている。

Elderlyというのは日本という

とやはり老人という語感で、社会にとつて保護される、弱い者というかなり差別的な感じになる。したがって、Older Personsという

客観的に見て年が上だというだけの意味を表す言葉が用いられたといつてよい。年を取っているとい

うことは、人間としての価値とは無関係である。そんな言葉を求めるの国連の努力を表している。日本

の場合も、老人から「高齢者」へ、さらに、より人間の尊厳にふさわしい呼称(幸齢者、光齢者等)を見いだす国民的な議論が必要であらう。

② for (のために) から of (による) へ

◇参考◇「国連の国際年」 (数字は西暦)

1957	国際地球観測年	81	国際障害年
59-60	世界難民年	82	南アフリカ制裁国際年
60	世界精神衛生年	83	世界コミュニケーション年
61	国際保健医療研究年	85	国際青年年
61	世界種子年	85	国際森林年
64-65	太陽極小期観測年	86	国際平和年
65	国際協力年	87	家のない人々のための国際居住年
66	国際コメの年	90	国際識字年
67	国際観測年	92	国際宇宙年
68	国際人権年	93	世界の先住民の国際年
70	国際教育年	94	国際家族年
71	人種差別と闘う国際年	94	国際スポーツ年
72	国際図書館年	95	国際寛容年
74	国際人口年	96	貧困根絶のための国際年
75	国際婦人年	99	国際高齢者年
79	国際児童年	2001	国際ボランティア年

国際高齢者年は、International Year of Older Personsである。forでなくof（高齢者による国際年）なのだ。ここに、高齢者が同情され保護される、哀れむべき存在から、社会に参加し、創造する権利の主体者としての高齢者観の変換が行われていることが象徴的に示されているわけである。

このことは、いくつになっても人間は発達する可能性をもち自己実現ができることを大前提としているわけである。

もちろん、高齢者年は高齢者だけが活動する年ではなく、すべての年齢の人々とともに共働する年である。

(3) 国、政府の役割と責任

「国際高齢者年」に関する各種文書が向けられているのは、第一に各国政府である。人権とはそもそも、基本的

には国民、個人が政府に対して要求し、政府によって保障されるべきものである。とくに、国連の「国際行動計画」は、高齢者の人権を保障するためには政府は何をすべきか、そのプログラムである（八六項以下政府の役割を明確にしている）。したがってこの行動プログラムに沿って政府がやるべき事をやれば、自ずから高齢者の人権が保障されることになる。

もちろんこのことは原則的なことであるから、政府だけでなく国民や各種組織、企業等もこれに応えなくてはならない。政府自らがすべきこと、政府が責任を持って誰かにさせなければならぬこと、さらに民間がすべきことがあるが、最終的な責任を負うのは政府である。

まず、国は「国際行動計画」を参考に、その国の具体的な行動計画を、高齢者の参加の下に作成、提示して、政府自身は何をするかを明確にし、適宜評価、見直し作業をすべきである（一

一六項）。

(4) 自治体の役割

国、政府の責任は重いのであるが、同時に地方政府としての自治体の役割も重大である。地方分権のいわれるなか、高齢者を含む住民自治、自治体自治を基礎に、国際高齢者年の諸活動を積極的に展開し、住民の身近なところで高齢者の人権保障に役割を果たすべきである。とくに、高齢者施策の企画、決定、実施過程への参加を推進すべきである。

「高齢者のための国連原則」

こうした国際高齢者年の諸活動の目的とされているのが「高齢者のための国連原則」（一九九一年）である。

重要な資料として掲載したが、一八の権利を掲げ、国の行動計画に取り入れるよう各国政府に要請している。一八の権利はいずれも、高齢者にとって重要かつ不可欠なものであるが、最少限のものに絞られている。これ



らの権利が、独立、参加、ケア、自己実現、尊厳の五項目にまとめられていることが、人権保障の半世紀の歴史的成果を反映するものとして注目される。

① 独立 (Independence)

通常は自立と訳されている。しかし、日本の場合、「自立・自助」にみられるように、本来の意味とは違い、経済的自立の意味にわい小化したり高齢者を諸権利から排除する政策の「枕詞」として用いられる傾向があるの

で、あえて独立と訳した。

経済的な意味での自立と精神的な自律とをあわせ、しかも社会保障・社会福祉やその他のサービスや諸権利を自己決定に基づき活用することによって (第一項)、他者に支配されない生活^{II} 尊厳ある生活を送ることが独立生活といえるであろう。とくに、自宅に住み続ける権利をうたっていることが注目される (第六項)。

② 参加 (Participation)

国際文書で「参加」というとき、社

会への完全参加を意味するが (国際障害者年のテーマが「完全参加と平等」であったことを想起していただきたい)、もつとも核となるのは政治参加、行政参加であり、なかでも政策の立案・決定・実施過程に関与することである (第七項)。

総務庁パンフは「社会参加活動」と「世代間交流」を柱にするといっている。確かにバザーに行ったり、町の行事に出席したり、運動会に参加したり、ボランティアをするのも大事なことであるが、とくに、高齢者自身にかかわる福祉の計画、立案、決定、実施過程に参加し、さらに積極的に社会の創造に役割を果たすところに参加の真の価値がある。

③ ケア (Care)

適切な日本語訳がないのでカタカナにしたが、「介護」に限定されるのではなく、広く、医療、保健、看護あるいは世話、手助け、相談等々のサービスを受けることという意味をもつてい

る。とくに一一項は健康権の保障をうたっている。また、ケアを受ける場合、施設か自宅か場所と時間は問わない (選択の自由) が、ケアの本身は、サービスを受ける人自身が決める権利があるということである (自己決定一第二三項)。

④ 自己実現 (Self-fulfilment)

人間は、加齢によって発達の可能性を奪われることはない。高齢者にも発達し自己実現できるような条件を保障することこそ重要だということである。先に述べたように、参加、独立と合わせ、老人観の一大転換が行われていることを示している。

⑤ 尊厳 (Dignity)

「尊厳」については、搾取や虐待を受けられないこと、そして差別を受けないことが掲げられている。とくに、第一八項で高齢者は、経済的貢献とは関係なく評価されるべきであるとのべていることに留意すべきである。

人間であること、そのことだけで個

人として尊重されなければならないということである。

人間の尊厳は、憲法第一三条等にも見られるように、基本的人権の理念である。第二次大戦の、ユダヤ人大量虐殺に代表されるような残虐、非人間的な数々の行為への真剣な反省にたつて掲げられたものであるが、つきつめれば個人として自己決定できる状態といつてよいであろう。自分が自分の生き方を、運命を決定する。自己実現とか独立そして参加ということとは、他人に自らの運命を左右されない。ましてや国家には左右されない。逆にいえば、誰もが自ら自分の思っている人生を送れるような、そういう仕組みを作り上げること、それが尊厳ということであり、国際高齢者年の目指す方向であろう。

高齢者の尊厳・人権確立のために

—人権のない手・人権の砦—

あらためていうまでもないが、国際高齢者年の趣旨や活動目的としての高

齢者のための国連原則の方向は、人権保障、平和主義、国民主権を柱とする日本国憲法と軌を一にするものである。その意味で、国際高齢者年の諸活動は、憲法の人権保障を高齢者に適用し、さらにより豊かに発展させる活動である。憲法自身の言葉を借りれば、「人類の自由獲得の努力」（第九七条）の一環であり、憲法の人権保障を保持するための国民の「不断の努力」（第一二条）に他ならない。

それらの、国民、住民の「努力」に応えるべきは国であり、自治体であるが、ここではとくに自治体労働者と自治体の役割に触れておきたい。

世界人権宣言や日本国憲法の登場した半世紀前に比べ、現代は自治体が国とともに人権保障に重要な役割を担い、責任を負っている時代といえよう。

地方自治法第二条をまつまでもなく、自治体（国から見れば地方公共団体であるが）は、住民等の安全、健康、福祉の保持を始めた多様な事

務を処理するのであるが、つきつめれば住民の人権保障がその内容となる。その意味で、自治体は人権の砦でなければならぬであろう。

また、そこに働く自治体労働者は、公務員として憲法の尊重擁護義務（第九九条）を負っているのであり、その仕事は、住民等の人権保障を内容とする。その意味で自治体労働者は人権のない手でなければならぬであろう。国および国家公務員はもちろんであるが、自治体労働者が人権のない手としての自覚と認識のもとに仕事をし、自治体の人権の砦にしておくことこそ、国際高齢者年の趣旨にもっともふさわしい活動といえるであろう。

人権のない手論について詳しくは、井上「新しい看護職員像」（井上・矢野編著「提言 魅力ある看護のために」労働旬報社、九四年）、同「健康権と地域医療・住民参加」（国民医療研究所所報、四二号、九九年）を参照いただきたい。

